

相続ニュース

Vol.0092

2015年12月7(月)
担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

財産分与の相続

はじめに

結婚する人がいれば、離婚する人もいます。日本の離婚件数は、H25年で約23万件であり、3組が結婚し、1組が離婚するという比率(=0.3)です。ここ数年はほぼ同じ比率のようです。ちなみに、アメリカは、2組結婚し1組離婚という比率(=0.5)です。

離婚すると今まで作り上げた保有財産を夫婦で分けることとなります。これが、財産分与です。

連れ子結婚の子供の相続権

母が子供を連れて、新たな父と結婚した場合、父が亡くなくても子供には相続権はありません。子供が相続をするためには、父子間で養子縁組を組む必要があります。

財産分与の相続

上記と同じ状況で、父子の養子縁組をしていない場合に、その後、父母が離婚して、父に財産分与の請求をする前に母は亡くなったとします。このとき、子供は離婚した母の代わりに父に財産分与を請求することが出来るか？

財産分与請求権

財産分与請求権とは、離婚によって配偶者としての相続権を失う代わりに、夫婦が共同で形成した財産の清算を目的に請求することが認められている権利です。

今回の場合、子供は離婚した父に母の財産分与を請求することができます。

請求権の期限

離婚が成立した日から2年以内に、請求権行使の意思表示をしなければなりません。請求しなければ、権利は無効になります。話し合いが進まない場合は、家庭裁判所へ調停を申し立てます。

離婚した父もなくなった場合

離婚した父もなくなった場合は、その相続人が相続債務も相続しますので、財産分与請求もこの相続人に行うこととなります。

おわりに

少しレアなケースでしたが、いかがでしょうか。詳細については、ASKまでお問い合わせください。

